

砥部町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する 事務処理要綱

平成19年4月20日

選挙管理委員会告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第28条の4第7項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の状況(以下「選挙人名簿の閲覧状況」という。)及び法第30条の12において準用する法第28条の4第7項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況(以下「在外選挙人名簿の閲覧状況」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 砥部町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である場合にあってはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 利用目的の概要
- (3) 閲覧年月日
- (4) 閲覧に係る選挙人の範囲

(公表の時期)

第3条 委員会は、毎年度終了後速やかに前年度における選挙人名簿の閲覧状況及び在外選挙人名簿の閲覧状況を取りまとめ、公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会が必要と認めるときは、選挙人名簿の閲覧状況及び在外選挙人名簿の閲覧状況を公表することができる。

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、砥部町公告式条例(平成17年砥部町条例第3号)の例によるほか、町広報紙及び町ホームページに掲載して行う。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。